

畑地かんがい技士養成事業実施規則 新旧対照表

変 更	現 行	備 考
平成13年03月26日制定 平成17年12月20日一部改正 平成19年04月01日一部改正 平成22年05月13日一部改正 平成26年06月09日一部改正 令和06年05月29日一部改正 <u>令和07年05月29日一部改正</u>	平成13年03月26日制定 平成17年12月20日一部改正 平成19年04月01日一部改正 平成22年05月13日一部改正 平成26年06月09日一部改正 令和06年05月29日一部改正	承認日
第1条 目 的 [中略]	第1条 目 的 [中略]	
第3条 事業の内容 1. 畑地かんがい技士養成講習 [略]	第3条 事業の内容 1. 畑地かんがい技士養成講習 [略]	
2. 畑地かんがい技士の登録 (1) 登録の実施 [中略]	2. 畑地かんがい技士の登録 (1) 登録の実施 [中略]	
(6) 登録の更新 登録の更新を希望する者は、有効期限内に第3条第2項の (5)の登録の申込みに準じて行う <u>とともに更新時講習を受講</u> <u>するものとする。</u> ただし、登録の要件を充たす者であることを証 する書面の添付は必要としない。 [中略]	(6) 登録の更新 登録の更新を希望する者は、有効期限内に第3条第2項の (5)の登録の申込みに準じて行うものとする。ただし、登録の 要件を充たす者であることを証する書面の添付は必要としな い。 [中略]	更新時講習の明確 化
第5条 受講料、登録料 <u>及び再発行手数料</u> の徴収 認定委員会で定めた受講料、登録料 <u>及び再発行手数料</u> を受講 者及び畑地かんがい技士登録者それぞれ申込みと同時に徴収す る。 [中略]	第5条 受講料、登録料の徴収 認定委員会で定めた受講料、登録料を受講者及び畑地かんが い技士登録者それぞれ申込みと同時に徴収する。 [中略]	再発行手数料の追 加
附 則 1. 畑地かんがい技士及び畑地かんがい技士補登録要領(昭和56年 10月 1日制定)は廃止する。 2. この規則は、 <u>令和7年5月29日</u> から適用する。	附 則 1. 畑地かんがい技士及び畑地かんがい技士補登録要領(昭和56年 10月 1日制定)は廃止する。 2. この規則は、令和6年5月29日から適用する。	承認日